

【第3章】 計画がめざすこと

『地域共生社会の実現』

誰もが安心して心豊かに住みなれた地域で暮らしていくためには、生活の基盤としての地域社会が元気であること、地域社会が持続可能であることが不可欠だと考えます。

少子高齢化、人口減少の中では、これまでの既存の枠組み、制度やサービスだけでは解決が困難となっている「制度の狭間」の問題が顕著となっています。この課題に対応するためには、行政や福祉関係だけでなく、住民や地域、ボランティア、NPO（※用語の解説参照）、民間事業者といった幅広い支援のしくみが必要です。

市と社会福祉協議会は、支え手側と受け手側に分かれるのではなく、誰もが役割を持ち、身近な地域の中で相互に支え合う関係を構築し、人・分野・世代を超えて地域のみんなが活躍できる「地域共生社会の実現」をめざします。

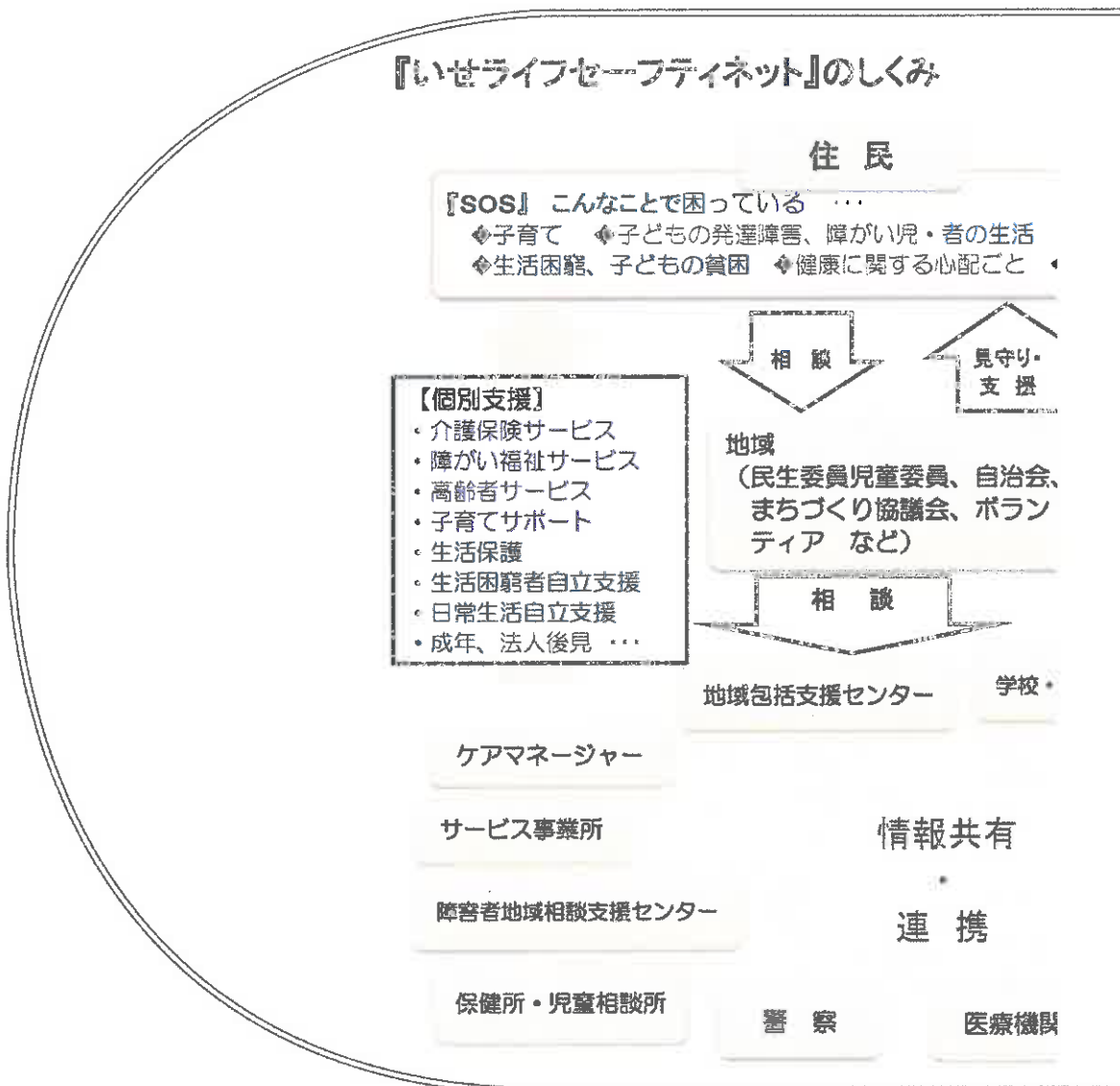
「地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進について」（平成29年(2017年)12月12日厚生労働省）

- 支え手側と受け手側の区別なく、誰もが役割をもち、活躍できる「地域共生社会の実現」
- 福祉の領域を超えたあらゆる分野において「支え・支えられる関係」をつくり、地域福祉によって地域社会の持続性、地域生活の資質の向上
- 地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創出
- 「地域共生の文化」の創出、地域のすべての構成員の参加・協働、重層的なセーフティネットの構築・包括的な支援体制の整備、福祉以外の分野との協働を通じた「支え手」「受け手」が固定されない参加の場・働く場の創造、の視点を重視した取り組みの推進
- 住民に身近な圏域において、地域住民等が主体的に地域の中の生活課題を把握し解決を試みることができる環境の整備、課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備、多機関の協働による包括的な相談支援体制の整備

(1) 全世代対応型の地域包括ケアシステム（※用語の解説参照）の推進

団塊の世代が75歳以上となる平成37年(2025年)を目途に、「地域包括ケアシステム」の推進に向けた取り組みが行われています。少子高齢化、人口減少といった社会の変化の中、地域では高齢者だけでなく、さまざまな分野・世代が抱える課題への対応が求められており、地域福祉の視点から全世代・全分野の課題に対応できるしくみづくりが必要です。

伊勢市は、高齢者のみならず、障がいのある人や子どもなど、すべての人が住み慣れた住まい・地域で安心して暮らせるよう、個人や家族、地域での支え合い・助け合いを通して、住民、自治会、まちづくり協議会、ボランティアの皆さんと保健・医療・福祉などさまざまな分野の関係機関が連携し、必要なサービスとしくみづくりに取り組み、「地域包括ケアシステム」を推進します。



(2) いせライフセーフティネットの構築

市と社会福祉協議会は、地域共生社会の実現に向け、平成 29 年度(2017 年度)から「いせライフセーフティネット」の構築に取り組み、困っている人に必要な支援が行き届くしくみづくりを進めています。

市は、保健、介護、障がい、子育て、経済的困窮など福祉のさまざまな分野の制度やサービスを提供していくとともに、新たな課題やニーズに対応できるよう、支援のあり方を考えながらその充実を図ります。また、社会福祉協議会とともに、困っている人が相談しやすい窓口を身近な地域に開設したり、アウトリーチ(※用語の解説参照)により「声なき声」を発見し、その人に寄り添い、伴走しながらその人らしい暮らしを支援します。

さらに、自治会や民生委員・児童委員、まちづくり協議会など、地域を支える人や関係機関との連携を強化し、お互いが支え合いながら地域のみんなで困りごとを解決するしくみづくりを進め、「一人ぼっちにさせない地域ぐるみの支援の輪」を広げ、複合的な課題を抱える人も住み慣れた地域で、その人らしく暮らせるまちづくりをめざします。

“声なき声に気づき、1人ぼっちにさせない”

◆高齢者の生活・介護
◆ゴミ屋敷、ゴミ出しなど

例えば・・・
・ゴミ屋敷の解決
・宅老所の設置
・地域内の配食サービス
・生活お助け隊(日常生活支援)

【地域支援】

- ・地域支援のしくみづくり
⇒おもいやりとやりがいでお互いを支援する人のネットワークづくり
- ・地域に点と点を結ぶ『きっかけ』の拠点の設置
⇒身近な地域での『福祉なんでも相談窓口』
- ・地域の自主的な見守り体制づくり
⇒サロン、会食会など小地域での交流、居場所づくり
⇒地域の担い手づくりのためのボランティア活動の支援

保育所

市

<社会福祉協議会>
コミュニティワーカー(CW)
コミュニティソーシャルワーカー(CSW)

生活支援コーディネーター

① 「我が事・丸ごと」の地域づくり（※用語の解説参照）

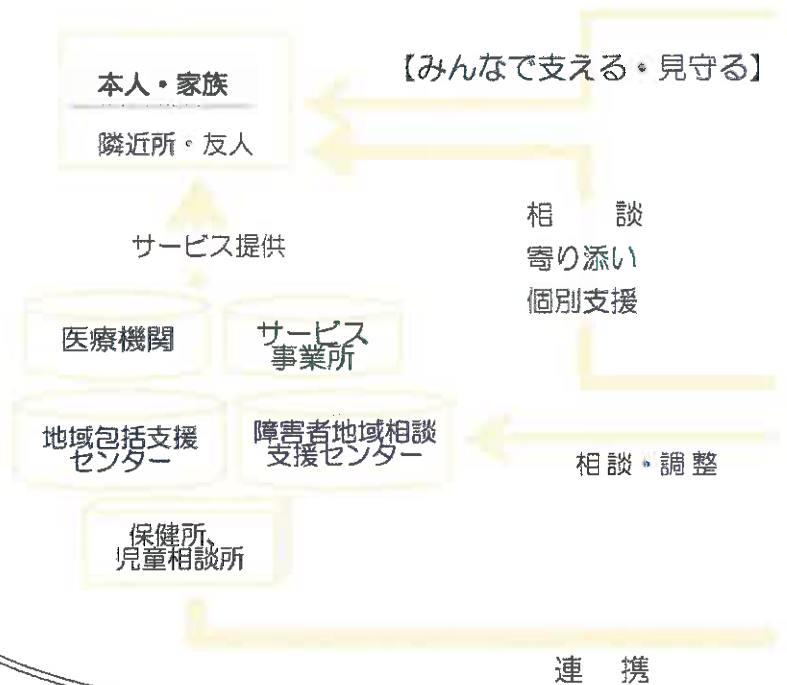
平成 29 年度(2017 年度)から、「我が事・丸ごと」の地域力強化推進事業が始まりました。「我が事・丸ごと」は、住民の身近な地域の中で、住民一人ひとりが主体的に地域のことや地域で困っている課題を「我が事」ととらえ、自分のまわりの人と情報を共有しながら、みんなで協力して解決していく意識の醸成をめざします。

また、住民が把握した課題を地域全体が「丸ごと」受け止め、その解決のためにみんなで挑戦することで、住民の地域活動への参加意識を高めること、住民どうしのつながり、関わり・絆を大切にしながら「地域の底力」を強めていくことをめざします。

～「居場所づくり」、「福祉なんでも相談」からはじめる

「我が事・丸ごと」

- ①みんなが困っている事を知る
- ②みんなで支えるしくみを考える
- ③少しずつ出来る事にチャレンジ
- ④しくみの見直し、リニューアル



○居場所づくりと社会資源どうしのつながり

コミュニティワーカー(CW)（※用語の解説参照）がアウトリーチにより地域の福祉課題を把握するとともに、サロンや集いの場などの身近な地域の中の居場所の開設、運営を支援します。分野を超えて人と人がつながり、地域のさまざまなニーズに応えられる社会資源のつながりを実現します。

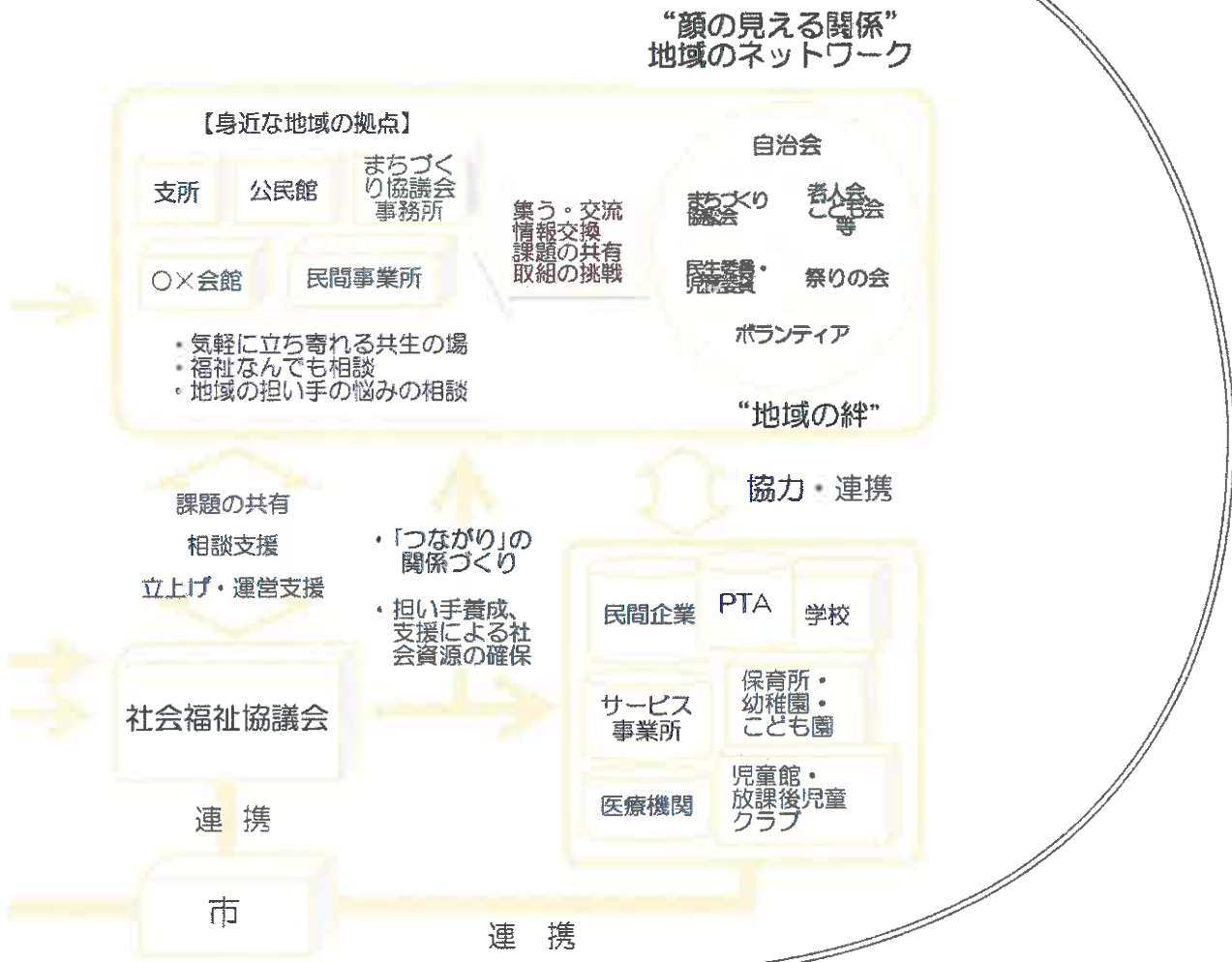
○気軽に相談できる地域の拠点の整備

居場所の定着化を図りながら、身近な地域で困った時に気軽に相談できる地域の拠点として「福祉なんでも相談窓口」を開設し、社会から孤立せず、安心してその人らしい生活を送ることができる社会の実現をめざします。

○包括的支援体制の構築

地域全体で丸ごと支える体制づくりをめざし、自治会、まちづくり協議会、民生委員・児童委員、保健福祉の関係者、社会福祉協議会、市が一体となって多様な課題に応えられる包括的な支援体制を構築します。

3 地域の見守りのしくみのイメージ ～

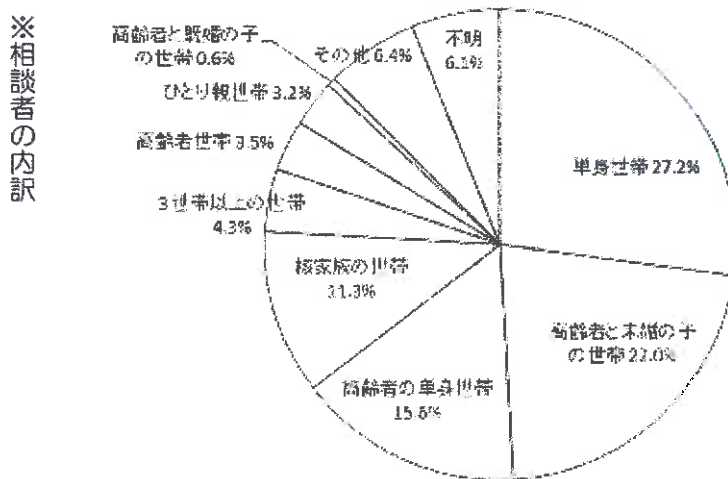


② 「制度の狭間」への対応

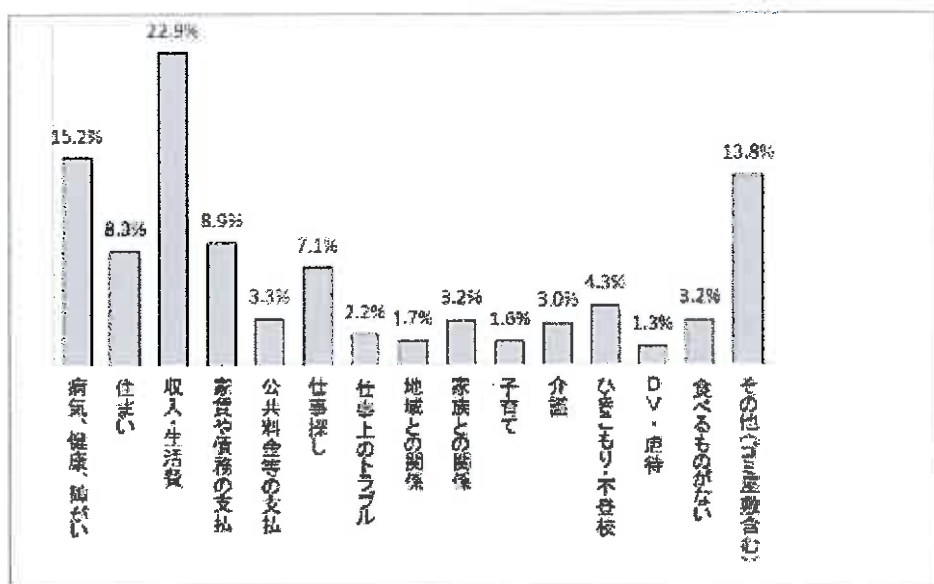
平成 29 年(2017 年)4 月、伊勢市社会福祉協議会が『伊勢市生活サポートセンターあゆみ』を開設し、コミュニティソーシャルワーカー(CSW) (※用語の解説参照)がアウトリーチにより、地域社会から孤立し、困窮、介護、障がい、子育て、ひきこもり、ゴミ屋敷など、さまざまな課題を複合的に抱えるなど、困りごとのある人に寄り添い、伴走しながらその人の人間関係・生活環境を尊重した支援に取り組んでいます。

これらに対しては、生活困窮者自立支援事業を活用した生計の立て直しをきっかけに、既存の制度やサービスでは対応が困難なケースに対し、地域包括支援センター、生活支援コーディネーター (※用語の解説参照)、コミュニティワーカー、専門職、自治会やまちづくり協議会、民生委員・児童委員、ボランティアなど、地域を支える社会資源と連携した問題解決の方法を模索しています。

○生活サポートセンターあゆみにおける相談の状況 (平成 29 年度(2017 年度))



※相談内容



(3) 権利擁護体制の確立

これまで、判断能力に不安のある人の地域生活を支援する日常生活自立支援事業（※用語の解説参照）や、虐待に関する相談窓口の設置、関係機関によるネットワークを通じ、誰もが住み慣れた住まい・地域で尊厳をもって生活できる取り組みを進めています。

一方、核家族化や認知症高齢者の増加、また、障がい者の地域移行等の推進により、高齢者だけでなく、障がいのある人、子育て世代など、さまざまな人が地域の一員として暮らすうえで、困りごとや虐待に関する相談、必要なサービスにつながらないケースも報告されています。

また、平成29年(2017年)3月、成年後見制度（※用語の解説参照）の利用促進に関する法律に基づく「成年後見制度利用促進基本計画」が閣議決定され、市町村に対し成年後見制度の利用促進に関する施策についての基本的な計画（市町村計画）の策定が努力義務化され、あわせて関係機関の連携による成年後見制度に関する施策の取り組みが求められています。

このことを踏まえ、伊勢市では市町村計画を次のとおり本計画に盛り込みます。

「成年後見制度利用促進基本計画」

『成年後見制度の利用促進に関する施策の基本的方針』

○中核機関の設置及び地域連携ネットワークの構築

市は、国の基本計画を踏まえ、「伊勢市成年後見サポートセンター(仮称)」(以下「センター」という。)を設置します。センターは、成年後見制度利用に関する相談支援、市民への広報・啓発活動、成年後見制度の利用促進、市民後見人（※用語の解説参照）の養成、マッチング等を実施し、家庭裁判所と連携しながら、成年後見制度利用の中核機関としての役割を担います。また、センターの取り組みや後見人受任に関して、法律・医療・福祉の専門家等が連携する協議の場を設置します。

また、市、地域包括支援センター、障害者相談支援センターは、困難事例、虐待防止に関する検討、ケース担当者会議等を随時開催するとともに、センターが開催する多職種連携によるチーム支援を目的とした会議に参加し、後見人及び本人をチームで支えていきます。センターは、弁護士、司法書士等法律専門職をはじめ、福祉専門職などの参加を得て、法務と福祉を連携する会議や研修会を定期的を開催し、地域連携のネットワーク構築を推進します。

このように、市は地域連携ネットワークの充実をめざし、弁護士会、司法書士会、社会福祉士会、家庭裁判所、三重県等との連携のあり方を検討します。

○成年後見制度利用に係る助成

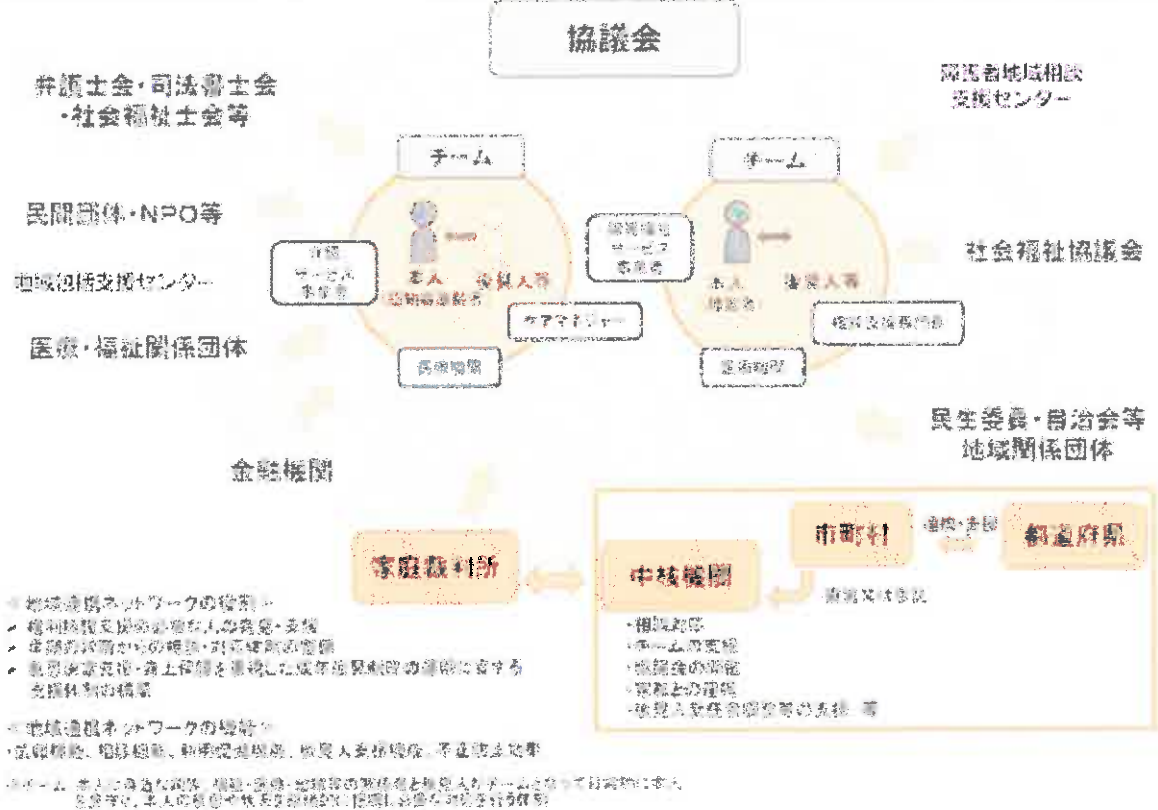
市は、成年後見制度を利用するにあたり費用負担が困難な人に対して、申立てに必要な審判請求費用や、専門職後見人等に対する報酬の助成を行うことにより、制度の利用の促進を図ります。

○地域連携ネットワーク及び中核機関の具体的な機能

市は、センター設置を行うとともに、以下の機能を段階的に整備します。

- ア 広報機能
- イ 相談機能
- ウ 成年後見制度利用促進機能
- エ 後見人支援機能
- オ 不正防止効果

地域連携ネットワークのイメージ



(4) みんなで支え合い、みんなが笑顔で喜らせるための圏域の設定

地域福祉を深化させるためには、身近な生活圏域における介護、障がい分野など拠点の連携により「面の整備」を推進するとともに、身近な地域の中での住民どうしのつながりを基本に、自らが地域の一員として、時には支える側となり生活していく地域共生社会の実現が求められます。そのために、面積、人口、地理的・歴史的条件、生活形態、地域活動の単位を踏まえた地域住民を支える福祉基盤が必要となります。

現在、伊勢市では民生委員・児童委員の活動地区のほか、高齢者分野について、中学校区を単位とする日常生活圏域（12圏域）が設定されています。また、障がい分野においては、3つの地域相談支援センターが担当地域で活動を行っています。

本計画では、福祉分野のいろいろな圏域の設定について検証し、連携を軸とした狭間を見逃さない体制づくりに向け、我が事・丸ごとによる地域共生社会の実現のための圏域の設定をめざします。

《圏域の設定に関するイメージ》

